

「見積参考資料」の取扱いに関する留意事項

「見積参考資料」は、競争参加有資格者の的確な見積りを行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第1条（総則）でいうところの設計図書ではない。

したがって「見積参考資料」、は請負契約上、発注者、受注者の両方を拘束するものではなく、工事請負契約書第19条（条件変更等）の対象とはならない。